

令和6年第5回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和6年5月2日（金曜日） 14時00分～15時38分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 4番 飛高 聖悟 5番 小野 美智子 6番 伊藤 文士 7番 竹中 裕子
8番 山田 美之 9番 田原 俊秀 10番 吉岡 薫 11番 波戸崎 孝
12番 三又 勝弘 13番 山田 裕也 14番 矢野 弥平 15番 笠村 由喜
16番 塩月 吉伸 17番 刃田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁 佐伯9区 岩田 隆生 弥生1区 一瀬 雄二郎
弥生3区 藤原 映治 直川1区 曾根田 正弘 米水津区 坪矢 一義

事務局：事務局長 市樂 栄作 総括主幹 岡田 崇 副主幹 束木原 一義
副主幹 三股 幸子 主事 小野 颯月

農政課：副主幹 矢野 允彦

議事日程

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願について

②農用地利用集積等促進計画（案）について（農政課）

③農地賃借料情報について

(局長)

はい。

それでは定刻になりましたので、ただいまから平成すいません。

令和6年第5回佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、2番小野隆壽委員。

並びに3番高畠千恵美委員の二名でございます。

農業委員17名中本日の、本日会議の出席者は15名でございます。

よって、農業委員会会議規則第6条により、会議が成立したことを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、当該案件がある推進委員の出席をお願いしております。

なお、推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項にて、各推進委員に関する案件のみとされておりますので、お知らせいたします。

それでは宮脇会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長)

はい。

改めましてこんにちは。

第6回どっかから5回かな。

5回ですね、農業委員会総会に多くの皆様のご出席をいただきまして、開催できますこと、大変ありがたく思っております。

最近は天候がですね、思うように私たちの考え、動いてくれませんで農業の方もなかなか思うようにできていないのが実態であります。

あと、今日から晴れ間が出てきて、連休間は何とか天候に恵まれているのかなというふうに思っておりますが、そうした中で、早期米については、木立の方がもうほぼ終わりに近づいたのかなあというふうなことで普通期米の、苗の準備が今されているといった状況でございます。

先般ですね、4月の22日かな、蒲江の野々河内の遊休農地解消事業ということで、ひまわりの植栽してたところをですね、農業委員とそれから推進員さんの方々合わせて、19名、17名かな、そして地元のボランティアの方が二名、参加していただきまして、無事に作業が終了いたしました。

今後ですね、そこに菜の花じゃないならなかった。

なのかな。

いや違うよな。

ひまわり。

ごめんなさい。

何かわからんことないんだけど、ひまわりをまた植栽しようということで、5月に、今、後で休憩のときにですね、塩月さんの方からまた日程等の調整をしていただくということになりますのでまたその時にはお手伝いをお願いしたいなというふうに思っているところでございます。

それから今月の4月の26日かな。

運営委員会がございました。

そこで営農型太陽光の許可基準等ですね、農地法の施行規則が与えられたということで、4月1日

質問等はございませんか。

ないようですので、議事に入りたいと思います。

それでは、議案第 13 号農地法第三条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

3 ページの三条の一番について、事務局の説明の後、藤原推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子 1 ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は、譲受人と父の 2 人で行うとのことです。

農地取得後は果樹栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 8.84 アールとなります。

今後の農業を行うので、申請農地周辺地域での農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

それでは藤原推進委員さんお願いします。

(藤原推進委員)

特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 3 条の 1 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の 2 番について、事務局の説明の後、飛高委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

住宅地の冊子 2 ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地や農業区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人 1 人で行う計画とのことです。

農地取得は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 8.38 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして飛高委員お願いします。

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 2 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の 2 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい賛成多数ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の 3 番について、事務局の説明の後、曾根田推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

住宅地の冊子 3 ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域以外の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しております。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人 1 人で行うとのことです。

農地取得後は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 258.34 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(曾根田推進委員)

はい。

特に問題はないと思われます以上です。

(会長)

事務局から説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の3番について、これより、意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、三条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の4番及び5番につきましては、申請地が隣接しており、譲受人が同一人物であるため、一括して審議いたします。

事務局の説明の後、松本推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

住宅地図の冊子4ページをご覧ください。

関連がありますので、3条の4.5を一括して説明させていただきます。

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

譲受人は自己所有地で果樹を栽培しております。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は、譲受人と父の、2人で行う予定とのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は48.92アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域へ支障はないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして松本推進委員さんお願いします。

(松本推進委員)

はい。

この二つの申請地は特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の４番及び５番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、三条の４番及び５番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の６番について、事務局の説明後、岩田推進委員さんの意見をお願いします。

（事務局）

住宅地図の冊子５ページをご覧ください。

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と夫の２人で行うとのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は１９６．２アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

（会長）

はい続きまして、岩田推進委員さんお願いします。

（岩田推進委員）

特に問題はないように思われます。

（会長）

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の６番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、三条の６番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の７番、８番及び９番につきましては、申請地が隣接しており、譲受人が同一人物であるため、一括して審議いたします。

事務局の説明の後、一瀬推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

住宅地図の冊子、6 ページをご覧ください。

関連がありますので、三条の 7.8.9 を一括して説明させていただきます。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻、子、子の妻の 4 人で行うとのこと。

農地取得後、米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 61.34 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして、一瀬推進委員さんお願いします。

(一瀬推進委員)

特に問題ないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは、三条の 7 番 8 番及び 9 番について、これより、意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、三条の 7 番、8 番及び 9 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の 10 番について、事務局の説明の後、坪矢推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子 7 ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行うとのことです。

農地取得後はぶんたんを栽培する計画です。

取得後の耕作面積は7.88アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして坪矢推進委員さんお願いします。

(坪矢推進委員)

はい。

特に問題ないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の10番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の10番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第三条に関する10件の審議を終わります。

続きまして、議案第14号農地法第五条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

6ページの五条の一番について、事務局の説明の後、吉良推進委員さん。

は、おめになってないですね。

それでは事務局より、あわせて推進委員さんの意見もお願いします。

(事務局)

はい。

五条の一番についてご説明いたします。

地図の8ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第三種農地の田です。

資材置き場用地としての用途による申請です。

譲受人の既存の地債置き場は、所有する土砂置き場を利用していますが、工事用資材等、配管ホース塩ビ管重機、運搬車両等の置き場が不足している状況であり、現在工事用資材等は、土砂置

き場や事務所敷地に仮置している状況です。

よって、土砂置き場は事務所から距離があり、作業に支障をきたしているため、事務所から近い当該申請地を資材置き場として利用する計画です。

申請地では、工事用資材等、配管ホース塩ビ管コンクリート部材、鋼材、木材雑材料各一式、小型重機4台、運搬車両1台の資材置き場を設けます。

造成工事は、高さ1.0メートルの盛土を行いますが、北側と南側は、宅地側に既存の擁壁があり、西側は、一部側溝嵩上げ県道と同じ高さで側溝の蓋を設置、進入の拡張、東側法面処理を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また雨水は自然浸透及び自然流下します。

高畑遺跡土地改良区から、農地転用に伴う措置等について協議が整い、改良区が管理する設備、水路等に支障を及ぼさないこと、その他改良区の意見を遵守することで差し支えない差支えない旨の意見書が添付されています。

許可基準は、運用通知第2、1、両括弧1のAの両括弧イ、第三種農地の許可要件、第三種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、周辺は宅地化し、農業には支障ない旨の意見書をいただいています。以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、五条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の2番について、事務局の説明の後、一瀬推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の2番についてご説明いたします。

地図の9ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

植林としての用途による申請です。

申請地は、譲受人の父、弟が平成5年3月1日に、クヌギを約120本植林し、現在は伐採後10年生ぐらいのクヌギ、しいたけの原木林として、譲受人、長男が管理しているため、今回申請人連名での始末書を添付しての追認申請となっております。

申請地の北側里道を挟んで畑、譲受人の父所有の栗畑。

西側と南側は山林。東側は私道。北西、宅地が同様に間隔を空けて、間隔を空けて植林済みであり、新たに植林をすることはありませので、周囲への被害はありません。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第 21 両括弧 1、完了（イ）第二種農地の許可要件申請に係る農地に変えて、周辺の他の途中共通に事によっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認める場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

（会長）

はい。

続きまして、一瀬推進委員さんお願いします。

（一瀬推進委員）

近隣等にもですね、ちゃんと管理しておる関係で問題ないと私の方では思っております。

以上です。

（会長）

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも、追認案件であるけども始末書も添付されており問題ないだろうという意見でございました。

それでは五条の 2 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

笠村委員。

（笠村委員）

ちょうど、先日現地調査に行った時に、近所の方がたまたま知り合いだったので、ちょっと話を聞いたんですが。

冬場クヌギで葉っぱが飛ぶと。

木を植えたのが先か、近所の方が家を建てたのが先かわかりませんが、近所の人の雨樋とかにかなりクヌギの葉っぱが入ったりして詰まるということで、その人の方のクヌギは何本か切ってもらったみたいです。

ですから、どうこう言う問題ないんですけども、管理については、近隣の方が切ってくれと言えば切ったような状況だから問題ないと思いますけれども、管理は十分気をつけていただきたいというのをあえて申し、許可する時に、申し添えたほうがいいのかなと思います。

（会長）

はい。

今、笠村委員からご意見がございましたが、事務局の方、何か答弁ございますか。

(事務局)

はい。

委員さんがおっしゃる通り私の方も事務局の方もですね、申請を受け付けるときに申請者の方から、やはり隣接の住宅地の方に、お話があって、木を切ってください。

影響があるのでってことで、事務局も確認しております。

委員さんのおっしゃる通り、許可書交付の際には、きちんと管理していただくよう、今後ですね、お願いしたいと思ってます。

お願いします。

(会長)

はい。

他にございませんか。

はい。

他にないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは、五条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で農地法第五条に関する2件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第十三号農地法第三条の10件につきましては、許可したいと思います。

議案第14号農地法第五条の2件につきましても、許可したいと思います。

続きまして、その他の項目の①非農地証明願についてを議題といたします。

最初に1について事務局からの説明の後、飛高委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

非農地証明願一番を説明いたします。

申請地の調査は4月16日に担当区の飛高農業委員と、事務局二名で実施しました。

申請地は佐伯市蒲江大字竹野浦河内の一筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書の通りです。

申請地は、現所有者が農地法の知識がなく、平成15年に公衆用道路ができたことによって、家の進入路がなくなったため、申請地を進入路として利用し、20年以上が経過しております。

現況はスクリーンに映し出してる通りで、住宅への進入路、その他日常生活上必要不可欠な通路として使用されているものであります。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(飛高委員)

続きまして飛高委員お願いします。

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは1について、これより意見等を求めたいと思いますが、意見がございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは1について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

次に、2について事務局の説明の後、橋迫推進委員が本日欠席でございますので、事務局より説明と、推進委員さんの意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

非農地証明願2番を説明いたします。

申請地の調査は4月16日に担当区の橋迫推進委員と事務局二名で実施いたしました。

申請地は佐伯市直川大字下直見の一筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は、議案書の通りです。

本申請地は、現所有者が平成19年に相続しております。

また、前所有者が昭和53年に相続した時点においても、耕作管理するものがなく、放置されたため、山林化しております。

現況はスクリーンに映し出している通りで、この土地を農地に復元するには、周囲の状況から判断すれば、困難な状況にあると思われます。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の4に該当します。

なお、地元推進委員からは特に問題はないという意見書をいただいております。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは、2についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは2について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で非農地証明願に関する2件の審議を終わります。

それではここで一旦休憩といたします。

開会時間を14時40分にしたいと思いますよろしいですか。

はい。

じゃ、休憩します。

はい。

それでは再開いたします。

それではその他の項目の②、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。それでは農政課、説明をお願いします。

（農政課）

農政課の矢野です。

よろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

お手元の農用地利用集積等促進計画、括弧案に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますのでご覧ください。

今月の案件は、令和6年7月1日開始分の13件になります。

内訳としまして、契約期間4年10月のもの。

更新で登記地目、田。2筆2238平米。

契約期間5年のもの、更新で登記地目田、1筆、2451平米。

契約更新で登記地目、田。2筆5741平米。

契約期間6年11月のもの、更新で登記地目田3筆3017平米。

契約期間10年のもの、更新で登記地目田。2筆2540平米。

契約期間19年6月のもの、更新で登記地目、田。2筆818平米。

登記地目雑種地、1筆、174平米。

以上合計13筆、面積が1万6979平米となっています。

詳細につきましては、農用地貸し付け調書を添付しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（会長）

はい。

ただいま農政課より、農用地利用集積等促進計画案について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

何かございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは農用地利用集積等促進計画案について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きましてその他の項目の3、農地賃借料情報についてを議題といたします。

それでは事務局より説明をお願いします。

(事務局)

はい。

事務局の小野です。

お手元の資料の別紙1をご覧ください。

毎年5月の総会の時に、農地の賃借料情報というところで、この情報を毎年提供しております。ではこれから内容について説明させていただきます。

農地法の改正により従来の標準小作料は廃止され、同法第52条の規定により、農業委員会が賃借料情報の提供を行うことになりました。

本市について、今回は昨年度、令和5年、昨年の令和5年1月1日から、12月までに締結された賃借料において、おける賃借料水準、10アール当たりですね、についてまとめたものが以下の通りとなっております。

まず上のほうにある、田で米を作っている水田についての説明をさせていただきます。

まず、水田の部となっている田の分についてですが、畑に、田でも、例えば果樹を作っていたりして畑のような使い方をしている場合は、下の方の畑の分類に含めておりますので、今回上の方の情報がお米関係を作っているものとなっております。

お米関係を作っていることに関してですが、佐伯全域で平均額が7400円となっており、最高額は1万5200円で最低額が2000円というふうに賃料が発生しているものとなっております。

賃借料のお米の物納に関しましては、農協の取引の2等米価格ということで、今回5年産の方で60キロ当たり1万1400円で計算をさせていただいております。

そして次に下の部分の畑についてですが、今回畑の部分が平均額が1万円で、最高額が10万1500円となっており、最低額は2000円となっております。

最高額の10万1500円につきましては、面積197平米で2万円ということで10アール当たりに割り戻した結果であります。

最低額の2000円についてですが、面積1059平米で2118円ということで、それを10アール当たりに戻した結果となっております。

以上で事務局から賃借料についての説明を終わります。

(会長)

はい。

ただいま事務局より農地、賃借料情報について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

何かございましたら挙手をもってお願いいたします。

(事務局)

すいません。

先ほど説明の方で申し訳ないです。

すいません。

先ほど説明の方で田についての最低額が2000円と間違えて言いましたが紙に書いてる通り5700円となっております。

申し訳ありません。

(会長)

ございませんか。

ないようですので農地賃借料情報についての説明を終了します。

これにてすべての日程が終了いたしました。

それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

(副会長)

これをもちまして、令和6年第5回佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆さん、お疲れ様でした。

(15時38分閉会)